

安心して医療を受けられる制度をめざして

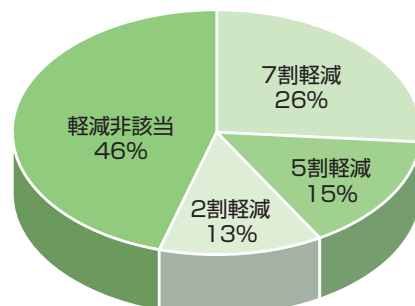
●平成29年度の一人当たり保険料は94,898円（前年度比 ▲2.02%）

富士見町では、その年の収支状況により毎年度保険料率の改正を行っています。

平成29年度は、加入者3,753人、保険料の軽減措置等を考慮して保険料必要目標額を3億5,615万円と見込み、一人当たりの保険料は94,898円（▲1,952円、▲2.02%）となりました。

また、所得額の少ない世帯には、均等割額、平等割額を7割、5割、2割軽減する措置がされます。

H28年度 軽減措置適用の見込み



●一人当たりの保険料と医療費

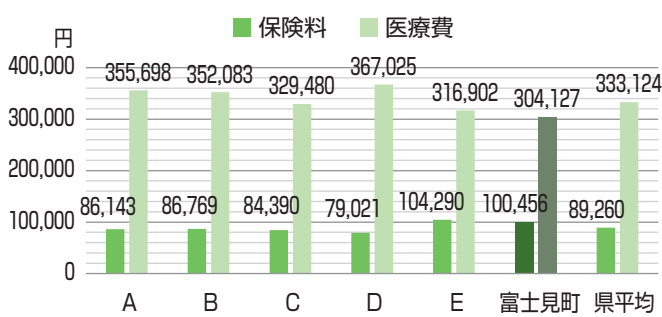
平成27年度実績による富士見町の一人当たりの保険料は100,456円で、一人当たりの医療費は304,127円でした。【平成27年度国民健康保険事業状況より】

●納入通知書を7月中旬に発送します

町では、平成29年度国民健康保険料の納入通知書を7月中旬に発送します。

保険料は、4月から6月まで暫定賦課分を納めていただいております。確定により残りの分を7月から平成30年3月まで9期に分けて納めていただきます。（年金天引きの場合は年6回で納付）

H27 諏訪6市町村の一人当たり保険料（保険料・医療費）



●国民健康保険制度改革について

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、【都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました】

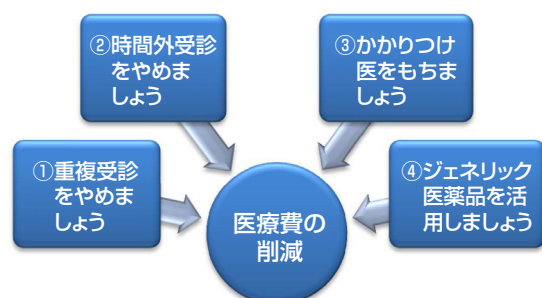
都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営の責任主体	国保事業費納付金を都道府県に納付
国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	資格を管理（被保険者証等の発行）
市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率を参考に保険料率を決定・保険料の賦課・徴収
保険給付費等交付金の市町村への支払い	保険給付の決定、支給

・また、平成30年度から同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。今後、制度改正における詳細内容は、町広報等でお知らせします。

日ごろから健康増進に心掛け、医療費を削減しましょう

●医療機関を受診する際には、以下の4点を心掛けましょう



- ①同じ病気で別の医療機関を利用すると医療費が高額になります。また、処置・投薬などで体にも負担がかかります。
- ②緊急を要する場合以外での時間外受診をやめましょう。
- ③既往症や健康状態が把握され、健康管理全般のアドバイスを受けられます。
- ④新薬と同じ有効成分で、安全性も効き目も立証されています。